



藤岡 緑 議員

災害弱者の避難支援対策に個人情報の取扱は

8月中旬には要支援者名簿入り避難支援計画が

問

国の災害時要支援者の避難支援ガイドラインに基づき、町内、地域の個人情報の収集と共有が急がれる。また自主防災会、民生委員、町内会などの情報管理、運用する側の一定基準が必要だが、町の考えは。

防災担当副町長

平成19年11月に災害時要援護者支援対策マニュアルを作成。東日本大震災以後の法律改正で具体的な個人情報の保護対策ができた。平常時には本人の同意を得て避難支援が行われる人たちは情報提供ができます。災害時に必要な措置を講じることが

できるようになった。そ

児童館の在り方と老朽化する施設の今後は 子育て支援の拠点と考え耐震診断を急ぐ

問

町内の児童館は、唯一北公民館に併設され活動しているがその在り方は。

また建築後34年で老朽化が進んでいる。今後の改修などの考

福祉課長

昨年は年間296日開

ものの居場所づくりも充実させていく。

館し、約5,200人の利用があり大勢の子どもが訪れている。週1回の移動児童館も実施し、子育て支援の拠点として「子ども、子育て会議」の意見を聞きながら子ど

もの意見を聞きながら子ど

の基準として昨年8月に保健福祉と防災担当者による横断的プロジェクトチームとして災害時要援護者支援班を立ち上げた。今年の8月中旬をめどに避難支援計画を策定中だ。